一般社団法人漁業経営安定化推進協会 養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領

承認 平成22年5月11日 一部改正 承認 平成23年9月22日 一部改正 承認 平成23年3月31日 一部改正 承認 平成23年6月6日 一部改正 承認 平成23年11月22日 一部改正 承認 平成24年5月29日 一部改正 承認 平成25年5月27日 一部改正 承認 平成25年7月26日 一部改正 承認 平成26年3月20日 一部改正 承認 平成27年3月5日 一部改正 承認 平成28年3月31日 一部改正 承認 平成29年3月28日 一部改正 承認 平成30年3月29日 一部改正 承認 平成30年6月21日 一部改正 承認 平成31年3月27日 一部改正 承認 令和2年3月31日 一部改正 承認 令和3年5月11日 一部改正 承認 令和3年12月8日 一部改正 承認 令和4年3月30日 一部改正 承認 令和6年4月11日

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施要領は、一般社団法人 漁業経営安定化推進協会(以下「本法人」という。)が漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱(平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に基づいて行う養殖用配合飼料価格安定対策事業(以下「本事業」という。)についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 補塡金交付事業

第1節 事業参加契約等

(事業参加契約の締結)

- 第2条 本法人は、次のいずれかに掲げる者(以下「漁連等」という。)との間に、その申込みに基づき、 別紙様式例第1号による本事業の参加契約(以下「事業参加契約」という。)を締結するものとする。
 - ア 漁業協同組合連合会
 - イ 漁業協同組合(都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。)
 - ウ 漁業者を直接、間接の構成員とする全国団体(ア又はイに該当するものを除く。)

- エ 配合飼料販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体
- オ アからエに掲げる団体以外の団体
- 2 前項の事業参加契約の期間は、4月1日を起算日とする3年間とする。
- 3 第1項の事業参加契約は、当該事業参加契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。
- 4 本法人は、第1項のオに掲げる法人との間に事業参加契約を締結しようとする場合は、水産庁長官 の承認を得るものとする。

(事業参加契約の解約等)

- 第3条 本法人は、本法人と事業参加契約を締結している漁連等(以下「契約漁連等」という。)が次に 掲げる場合に該当することとなったときは、アの場合を除き本法人会長の承認を経て、当該契約漁連 等との事業参加契約を解約するものとする。
 - ア 契約漁連等が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
 - イ 契約漁連等に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
 - ウ 契約漁連等が本法人の信用を著しく失墜させる行為をした場合
 - エ 契約漁連等が契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - オ その他契約漁連等の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 本法人は、事業参加契約の解約に関して契約漁連等から本法人が別に定めるところにより解約手数 料を徴収することができる。

(事務契約の締結)

- 第4条 契約漁連等は、次のいずれかに掲げる者(以下「漁協等」という。)との間に、参加契約の事務 を連携して履行するため、別紙様式例第2号による事務契約を締結することができる。
 - ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって養殖業者又は配合飼料販売業者を会員とするもの
 - イ その他の団体
- 2 契約漁連等は、前項のイに掲げる団体との間に事務契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の 承認を得るものとする。

第2節 積立契約

(積立契約の締結)

- 第5条 本法人は、セーフティーネットへの加入を希望する養殖業者との間に養殖用配合飼料価格差補 填金積立契約(以下「積立契約」という。)を締結することができる。ただし、本法人と積立契約を締 結した養殖業者(以下「加入者」という。)であって、第10条第1項のウの事由により積立契約が解約 された加入者にあっては、解約された年度の翌年度は、積立契約を締結することができない。
- 2 積立契約の期間(以下「契約期間」という。)は、4月1日を起算日とする3年間とする。ただし、 東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災養殖業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込 みがあったもの(被災後初めて契約するものに限る。)の期間については、当該積立契約の締結日が属 する月の翌月(以下「締約翌月」という。)の1日から翌々年度の末日までとする。
- 3 積立契約は、当該積立契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

(積立契約の申請)

第6条 養殖業者による積立契約の申請は、別紙様式例第3号による積立契約の内容に基づき、別紙様式例第4号による養殖用配合飼料価格差補塡金積立契約申込書(以下「積立申込書」という。)を提出

して行うこととする。

2 前項の申請は、契約漁連等(当該契約漁連が事務契約を締結している場合にあっては、その相手方である団体を含む。第19条を除き、以下同じ。)に積立申込書を提出することにより行うものとする。

(積立契約締結完了通知の送付)

第7条 本法人は、前条により養殖業者から提出された積立申込書の内容を審査し、積立契約を締結した場合には、当該積立契約を締結した養殖業者に対して、積立契約締結完了通知を送付するものとする。

(養殖用配合飼料購入予定数量等の設定)

- 第8条 本法人は、加入者に対し、水産庁長官が定める単位数量当たりの配合飼料補塡積立金の額を踏まえ、当該単位を上限とする単位数量当たりの配合飼料補塡積立金の額(以下「積立単価」という。)、 分割払にする場合の配合飼料補塡積立金の納入に係る分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。
- 2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、養殖用配合飼料価格差補 填金(以下「補填金」という。)の対象となる配合飼料購入予定数量とともに、別紙様式例第5号によ る養殖用配合飼料購入予定数量等設定申込書(以下「予定数量等申込書」という。)により本法人に申 し込むものとする。
- 3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る当該年度の補塡金の対象となる配合飼料購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限(以下「配合飼料購入予定数量等」という。)を設定するものとする。ただし、東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災養殖業者に係る積立契約に基づく配合飼料購入予定数量の対象期間は、締約翌月の1日から、当該年度の末日までとする。
- 4 第1項に規定する積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢は、別表1のとおりとする。
- 5 配合飼料購入予定数量等の設定は、当該配合飼料購入予定数量の対象期間の開始前に行わなければならない。
- 6 第3項により設定された配合飼料購入予定数量(以下「設定数量」という。)、積立単価、分割回数 及び納入期限の変更は行わない。
- 7 第2項の申込は、予定数量等申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。

(配合飼料補塡積立金の積増し)

- 第9条 前条第1項に規定する水産庁長官の定める額が変更された場合は、本法人は、加入者に対し、 当該変更を踏まえ、追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。
- 2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、別紙様式例第7号による 配合飼料補塡積立金の追加納入に係る単位数量当たりの配合飼料補塡積立金の積増し額等の設定申 込書(以下「追加納入申込書」という。)により本法人に申し込むことができるものとする。
- 3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る追加して納入する積立単価、分割回数及び納入 期限を設定するものとする。
- 4 第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表1のとおりとする。
- 5 第3項により設定された積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。
- 6 第2項の申込は、追加納入申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。

(積立契約の解約等)

第10条 本法人は、加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該加入者との積立契約 を解約するとともに、当該加入者の配合飼料補塡積立金(次条に基づき加入者から本法人に納入され たものをいう。以下同じ。)の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

- ア 加入者が契約期間の中途において、積立契約を解約しようと申し出た場合
- イ 加入者が契約期間の中途において、配合飼料補塡積立金の返還を申し出た場合
- ウ 加入者が契約期間の中途(契約期間の満了により契約を更新した場合は更新前の契約期間、契約期間の満了又は積立契約の解約により再加入した場合は再加入前の契約期間を含む。)において、漁業関係法令(漁業法、水産資源保護法、臘虎膃肭獣猟獲取締法、外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、持続的養殖生産確保法及び内水面漁業の振興に関する法律並びにこれらの法律に基づく政省令及び規則等)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為により刑に処せられた場合又は行政処分を受けた場合。ただし、漁業法第25条第2項の規定に違反し、同法第28条の規定による処分を受けた場合を除く。
- エ 加入者 (100%同一の資本に属するグループ企業を含む。) 又はその所有する若しくは使用する 漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報されたことが判明した場合又はRFMOsが作成するIUU 漁業一覧表に掲載されたことが判明した場合
- オ 加入者が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- カ 加入者が、第18条に規定する養殖用配合飼料の購入実績数量又は購入実績数量から国が実施する他の補助事業等において、助成の対象となる購入数量を控除した数量(以下「補塡対象数量」という。)の報告をしなかった場合又は虚偽の報告をしたことが判明した場合
- キ その他加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- ク 加入者が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、本法人が別に定めるところにより 配合飼料補塡積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。
- ケ 加入者に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- 2 加入者が納入すべき配合飼料補塡積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は、 当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までに なお納入しない時は積立契約を解約するとともに、当該加入者の配合飼料補塡積立金の解約時の残額 を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除 く。
- 3 前項の規定にかかわらず、加入者が積立契約の締結日が属する年(積立契約が自動更新された場合を除く。)において、納入すべき配合飼料補塡積立金(分割納入の場合は1回目の割賦)を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約は無効とする。
- 4 本法人は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、加入者の責により本 法人に損害が生じているときは、当該損害と本法人が加入者に返還する配合飼料補塡積立金とを相殺 することができる。
- 5 本法人は、積立契約の解約に関して、第1項カ及びキ、第3項及び次項の場合を除き、加入者から 解約手数料を徴収するものとする。この場合において、本法人は、当該解約手数料と本法人が加入者 に返還する配合飼料補填積立金とを相殺することができる。
- 6 本法人は、本事業に係る国の予算措置の中止等のやむを得ない理由により、加入者との積立契約を 解約することができる。この場合において、本法人は、当該加入者の配合飼料補塡積立金の解約時の 残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

第3節 配合飼料補塡積立金

(配合飼料補塡積立金の納入)

第11条 加入者は、当該加入者につき第8条第3項により配合飼料購入予定数量等が設定されたときは、

当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を配合飼料補塡積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。

- 2 加入者は、当該加入者につき第9条第3項により積立単価、分割回数及び納入期限が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を配合飼料補塡積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
- 3 分割払により配合飼料補塡積立金を納入する場合の割賦ごとの配合飼料補塡積立金の納入額は均等分割により設定されるものとする。ただし、均等分割した場合の端数は1割賦目に納入するものとする。
- 4 納入された配合飼料補塡積立金には、利息は付さない。

(配合飼料補塡積立金の精算)

第12条 本法人は、加入者と締結した契約期間満了時において、当該加入者の配合飼料補塡積立金に残額がある場合は、前条第1項及び第2項で定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越すものとする。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を申し出た場合は、当該加入者の配合飼料補塡積立金の残額を返還するものとする。

第4節 補塡金の交付の方法

(補塡金の交付)

第13条 本法人は、事業年度の四半期ごとに当該四半期に係る平均配合飼料価格(別紙算式 I により算出される価格をいう。)が直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格(別紙算式 II により算出される価格をいう。)を超えた場合について、次条の規定による単位数量当たりの補塡金の額に、加入者ごとの当該四半期の配合飼料補塡対象数量又は当該事業年度に設定した配合飼料補塡対象数量から当該事業年度において補塡金の交付の対象となった配合飼料購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする(交付されるべき補塡金の額のうち、加入者の配合飼料補塡積立金によって賄われる額が本法人の主たる金融機関の他行向3万円未満の振込手数料以下のときを除く。)。

(単位数量当たりの補塡金の額)

第14条 養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの補塡金の額は、別紙算式Ⅲにより算出された額の範囲内において、配合飼料補塡積立金及び国からの補助金の状況並びに養殖業経営の動向、配合飼料価格水準の推移その他の経済事情を考慮し、水産庁長官の承認を経て、本法人が定めるものとする。

(補塡金の交付額)

第15条 本法人が四半期ごとに交付する補塡金の額は、交付等要綱第6の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における配合飼料補塡積立金残高の2倍を限度とする。

(補塡金の不交付及び返還)

- 第16条 本法人は、加入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときには、補塡金の全部もしくは一部を交付せず、又は既に交付した補塡金の全部もしくは一部を返還させることができる。
 - ア 本法人に提出した書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本法人に対する義務を怠った場合

(資金の借入れ)

第17条 本法人は、養殖用配合飼料価格差補塡金の交付額のうち国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金の額(取崩しが行われた場合には、その額を控除した額)をもってしても不足する場合には、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払には、国からの補助金又は同補助金により造成された事業基金を充てるものとする。

第3章 報告の徴収等

(養殖用配合飼料の補塡対象数量の報告)

- 第18条 加入者は、四半期ごとに養殖用配合飼料の補塡対象数量を、別紙様式例第6号により本法人に報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、契約漁連等を経由して提出することとする。

(帳簿の閲覧等)

- 第19条 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、加入者より所要の事項について報告させ、又は加入者の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。
- 2 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、契約漁連等より所要の事項について報告させ、又は契約漁連等の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

第4章 雑則

(事業協力組織謝金)

第20条 本法人は、セーフティーネットへの加入状況等を勘案して、契約漁連等に対して事業協力組織 謝金を支払うことができる。

(変更の届出)

第21条 加入者は、住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく 契約漁連等を経由し本法人に届け出るものとする。

(もうかる漁業創設支援事業等との併用)

- 第22条 養殖業を営む加入者が、もうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業(以下「もうかる漁業創設支援事業等」という。)に参画することとなった場合は、以下により扱うものとする。
 - ア 加入者が行う養殖業について、もうかる漁業創設支援事業等に係る養殖生産契約等を締結している期間に関しては、それ以前から締結していた漁業経営セーフティーネット構築事業の積立契約は継続するものとするが、第13条の規定にかかわらず、補塡金は交付しないこととする。この場合、当該養殖生産契約等に係る養殖業に関する養殖用配合飼料購入予定数量及び補塡積立金を「0」として取り扱うものとする。
 - イ アの期間に関して、もうかる漁業創設支援事業等が年度の途中に開始し、又は終了する場合 には、加入者は、その期間を除いて養殖用配合飼料購入予定数量等の設定を行い、必要な補塡 積立金を納入するものとする。
 - ウ 加入者が、もうかる漁業創設支援事業等に係る養殖生産契約等を締結する養殖業と、当該養

殖生産契約等を締結しない漁業又は養殖業のいずれについても営む場合、それぞれを区分して 経理するものとし、当該養殖生産契約等を締結する養殖業については、ア及びイの規定による ものとする。

エ もうかる漁業創設支援事業等に参画している期間中に積立契約が満了した加入者であって、 継続して積立契約を締結しようとするものは、当該年度の第1四半期の養殖用配合飼料購入予 定数量等の設定を行って補塡積立金を納入するものとする。

(細則)

第23条 本法人は、本法人会長の承認を経て、この実施要領に定めるもののほか、この事業の運営に関 し必要な事項について細則を定めることができる。

附則

- 1 この実施要領は、水産庁長官の承認を受けた日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における事業参加契約の締結期限については、平成 22年5月21日とする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約の期間については、10月 1日を起算日とする2年6ヶ月間とすることができるものとする。
- 4 第5条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における積立契約の締結期限については、平成22年 6月末日とする。
- 5 第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年度における積立契約の内容については、別記様式例7 号によるものとする。
- 6 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における養殖用配合飼料購入数量の設定期限については、平成22年6月末日とする。
- 7 第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年度における補塡積立金の納入期限については、平成22 年6月末日とする。ただし、附則第3項により積立契約の期間を2年6ヶ月とした場合の補塡積立金 の納入期限については、平成22年10月末日とする。

附則(平成22年9月22日)

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則(平成23年3月31日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年度における事業参加契約の締結期限については、平成23年5月23日とする。
- 3 第5条第3項の規定にかかわらず、平成23年4月1日を起算日とする積立契約であって、第6条 第1項に規定する積立契約の申請が平成23年5月末日までに行われたものの締結期限については、 平成23年6月末日とする。
- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年度における積立契約の内容については、別記様式例 第8号によるものとする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約に基づく平成23年 度の配合飼料購入数量の設定期限については、平成23年6月末日とする。
- 6 第11条第2項の規定にかかわらず、平成23年度における補塡積立金の納入期限については、平成 23年6月末日とする。

附則(平成23年6月6日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者(東日本大震災によりその所有する又は賃借権を有する船舶、養殖施設又は建物に被害を受けたことにつき都道府県知事又は市町村長から証明を受けた者、又は同震災により平成23年5月末までに漁業経営に支障が出ていたことにつき所属する漁業協同組合の長その他本法人が適当と認めた法人の長から証明を受けた者をいう。以下同じ。)に係る平成23年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月(以下「締約翌月」という。)の1日から平成26年3月末日までとする。
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成23年度の配合飼料 購入数量の対象期間は、締約翌月の1日から平成24年3月末日までとする。
- 4 第11条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成23年度における補塡積立金の納入期限については、平成24年3月末日までとする。
- 5 被災養殖業者が別紙様式第9号の1により積立契約の一時停止を申し出た場合、本法人は、当該 被災漁業者に対し、速やかに、別紙様式第9号の2による漁業経営セーフティーネット構築事業積 立契約一時停止証明書を交付するとともに、補塡積立金の残額を返還するものとする。
- 6 前項の規定により積立契約の履行の一時停止の適用を受けている被災養殖業者が積立契約の再開を申し出た場合において、返還を受けた積立金の額の全部又は一部を本法人に納入したときは、本法人は、速やかに、別紙様式第9号の3により積立契約の履行の一時停止を解除するものとする。

附則(平成23年11月22日)

- 1 この変更は水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第11条第3項の規定にかかわらず、平成23年11月22日付け23水推第757号による追加補塡積立金 の納入期限については、平成24年3月末日までとする。

附則(平成24年5月29日)

- 1 この変更は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 第8条第4項及び第9条第4項に定める別表2については、別表2 (平成24年度の補塡積立金に 係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成24年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月(以下「締約翌月」という。)の1日から平成27年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成24年度の配合飼料 購入数量の対象期間は、締約翌月の1日から平成25年3月末日までとする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成24年度における配合飼料補塡積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。
- 6 平成24年1月から3月に係る補塡金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 7 第13条の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る補塡金の交付は、当該四半期の平均輸入原料価格がそれぞれ次の算式により 算出された額を超えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	Pf t 1=Pt×1.15
平成24年7月から9月の四半期	Pf t 2=Pt×1.10
平成24年10月から12月の四半期	Pf t 3=Pt×1.05

8 第14条の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期、10月から

12月の四半期に係る養殖用配合飼料 1 トン当たりの補塡金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成24年4月から	別紙算式IVの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft \times 1.15$
6月の四半期	別紙算式IVの(1)に該当する場合	$A' = A - \{ (Pfq - Pft) - (F - Ft) \}$
平成24年7 月か	別紙算式IVの(1)に該当しない場合	$A = fq - Pft \times 1.10$
ら9月の四半期	別紙算式IVの(1)に該当する場合	$A' = A - \{ (Pfq - Pft) - (F - Ft) \}$
平成24年10月から	別紙算式IVの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft \times 1.05$
12月の四半期	別紙算式IVの(1)に該当する場合	$A' = A - \{ (Pfq - Pft) - (F - Ft) \}$

附則(平成25年5月23日)

- 1 この変更は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成25年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌日(以下「締結翌月」という。)の1日から平成28年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成25年度の配合飼料 購入数量の対象期間は、締結翌月の1日から平成26年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成25年度における配合飼料補塡積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則(平成25年7月26日)

この変更は、平成25年7月1日から実施する。

附則 (平成26年3月20日)

- 1 この変更は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成26年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌日(以下「締結翌月」という。)の1日から平成29年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成26年度の配合飼料 購入数量の対象期間は、締結翌月1日から平成27年3月末日までとする。
- 4 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成26年度における配合飼料補填積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則(平成27年3月5日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第8条第4項及び第9条第4項に定める別表2については、別表2(平成27年度の配合飼料補塡積 立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成27年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月(以下「締約翌月」という。)の1日から平成30年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成27年度の配合飼料購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成28年3月末日までとする。
- 5 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成27年度における配合飼料補塡積立金の

分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第8条第1項から第3項に準 じて設定できるものとする。

附則(平成28年3月31日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第8条第4項及び第9条第4項に定める別表2については、別表2(平成28年度の配合飼料補塡 積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成28年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月(以下「締結翌月」という。)の1日から平成31年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成28年度の配合飼料 購入数量の対象期間は、締結翌月1日から平成29年3月末日までとする。
- 5 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成28年度における配合飼料補塡積立金の分割回数及び納入期限においては、本法人と当該被災養殖業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則(平成29年3月28日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第8条第4項及び第9条第4項に定める別表2については、別表2(平成29年度の配合飼料補塡 積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成29年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月(以下「締結翌月」という。)の1日から平成32年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成29年度の配合飼料 購入数量の対象期間は、締結翌月1日から平成30年3月末日までとする。
- 5 第5条第2項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成29年度における配合飼料補填積立金の分割回数及び納入期限においては、本法人と当該被災養殖業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則(平成30年3月28日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第8条第4項に定める別表2については、別表2(平成28~30年度の配合飼料補塡積立金に係る 積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。

附則 (平成30年6月21日)

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則(平成31年3月27日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第8条第4項に定める別表2については、別表2(平成28~31年度の配合飼料補塡積立金に係る 積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。

附則(令和2年3月31日)

1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。なお、変更後の第10条第1項のウの規定

については、令和2年4月1日以降の違反事実に対して適用するものとする。

2 第8条第4項に定める別表1については、別表1 (平成28年度~令和2年度の配合飼料補塡積立 金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。

附則(令和3年5月11日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第8条第4項に定める別表1については、別表1 (平成28年度以降の配合飼料補塡積立金に係る 積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)を用いるものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)に より使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則(令和3年12月8日)

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則(令和4年3月30日)

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則(令和6年○月○日)

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施し、令和6年度以降の補塡金の交付から適用する。
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、令和6年4月1日を起算日とする令和6年能登半島地震の被 災養殖業者に係る積立契約の締結は、令和6年6月末日までにしなければならないものとする。
- 3 第8条第5項の規定にかかわらず、令和6年4月1日を起算日とする令和6年能登半島地震の被災養殖業者に係る配合飼料購入予定数量等の設定は、令和6年6月末日までに行わなければならないものとする。

養殖用配合飼料価格安定対策事業参加契約

一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「甲」という。)と△△(以下「乙」という。)は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領(以下「要領」という。)に基づき、養殖用配合飼料価格安定対策事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、次のとおり契約する。

(総則)

- 第1条 乙は、この契約に基づき、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和し、 傘下の養殖業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に参画する。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。 (養殖業者への周知)
- 第2条 乙は、地域の養殖業者(乙の構成員でない養殖業者を含む。以下同じ。)に対し、本事業の趣旨、 内容等の周知を図るものとする。

(養殖業者への加入申請)

- 第3条 乙は、要領第6条第2項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の養殖業者が 提出する積立申込書を受け付けるものとする。
- 2 乙は、地域の養殖業者から提出された全ての積立申込書をとりまとめ(電算入力作業を含む)、その結果を甲に提出するものとする。
- 3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日(当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。)から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(加入のための措置)

- 第4条 乙は、地域の養殖業者(乙が養殖種類別団体の場合にあっては、当該団体の関係養殖種類を営む養殖業者とする。)がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書の受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- (養殖用配合飼料購入予定数量等申込)
- 第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、甲との間に積立契約を締結した地域の養殖業者(以下「加入者」という。)が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。
- 2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書をとりまとめ(電算入力作業を含む。)、その 結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込 書に記載された養殖用配合飼料の購入予定数量が当該加入者の養殖実態等に鑑み過大でないことを、 裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。
- 3 第1項により受け付けた予定数量等申込書(添付書類を含む。)は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(養殖用配合飼料補塡対象数量報告)

- 第6条 乙は、要領第17条第2項に基づき、四半期ごとに加入者が提出する養殖用配合飼料補塡対象数 量報告書を受け付けるものとする。
- 2 乙は、加入者から提出された全ての養殖用配合補塡対象数量報告書をとりまとめ(電算入力作業を含む。)、その結果を甲に提出するものとする。
- 3 第1項により受け付けた養殖用配合飼料補塡対象数量報告書納品書等の裏付け帳票を含む。) は、 受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(配合飼料補塡積立金の集金等)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの配合飼料補塡積立金の集金及び要領第12条に基づく甲による配合飼料補塡積立金の返還の事務を代行するものとする。 (養殖用配合飼料補塡金の交付) 第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条に基づく加入者に対する養殖用配合飼料価格差補塡金(以下「補塡金」という。)の交付の事務を代行するものとする。

(通知等の配布)

第9条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それらを速やかに加入者 に配付しなければならない。

(契約の解約等)

- 第10条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。
 - ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
 - イ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
 - ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合
 - エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合
 - オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

- 第11条 この契約の対象期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの3年間とする。
- 2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通知がない場合は、この 契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の 翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第12条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(事務契約の締結等)

- 第13条 乙は、その構成員である団体との間に、本事業の実施に関する事務契約を締結し、次に掲げる 事務を当該事務契約を締結した団体に委託することができる。
 - ア 第2条による養殖業者への周知
 - イ 第3条第1項による積立申込書の受付
 - ウ 第3条第2項による積立申込書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)
 - エ 第3条第3項による積立申込書の保管
 - オ 第5条第1項による予定数量等申込書の受付
 - カ 第5条第2項による予定数量等申込書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)及び予定数量等申 込書に記載された養殖用配合飼料の購入予定数量が過大でないことの証明
 - キ 第5条第3項による予定数量等申込書の保管
 - ク 第6条第1項による養殖用配合飼料補塡対象数量報告書の受付
 - ケ 第6条第1項による養殖用配合飼料補塡対象数量報告書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)
 - コ 第6条第3項による養殖用配合飼料補塡対象数量報告書の保管
 - サ 第7条による積立金の集金等の事務の代行
 - シ 第8条による補塡金の交付の事務の代行
- 2 乙は、事務契約に基づき委託した事務が、常に善良なる管理者の注意をもって執行されるよう、必要な措置をとるものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

- 甲 東京都千代田区神田錦町三丁目4番2号 一般社団法人漁業経営安定化推進協会 代表理事会長
- 乙 住所団体名長の職名

養殖用配合飼料価格安定対策事業事務契約

△△(以下「甲」という。)と☆☆(以下「乙」という。)は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会 養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領(以下「要領」という。)に基づき、養殖用配合飼料価格安定 対策事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、次のとおり契約する。

(総則)

- 第1条 乙は、この契約に基づき、甲との連携の下にセーフティーネットの構築に参画する。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

(養殖業者への周知)

第2条 乙は、地域の養殖業者(乙の構成員でない養殖業者を含む。以下同じ。)に対し、本事業の趣旨、 内容等の周知を図るものとする。

(養殖業者の加入申請)

- 第3条 乙は、要領第6条第2項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の養殖業者が 提出する積立申込書を受け付けるものとする。
- 2 乙は、地域の養殖業者から提出された全ての積立申込書をとりまとめ(電算入力作業を含む)、その結果を甲に提出するものとする。
- 3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日(当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。)から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(加入のための措置)

- 第4条 乙は、地域の養殖業者(乙が養殖種類別団体の場合にあっては、当該団体の関係養殖種類を営む養殖業者とする。)がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書の受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。 (養殖用配合飼料購入予定数量等申込)
- 第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、本事業の事業主体との間に積立契約を締結した地域の養殖 業者(以下「加入者」という。)が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。
- 2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書をとりまとめ(電算入力作業を含む。)、その 結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込 書に記載された養殖用配合飼料の購入予定数量が当該加入者の養殖実態等に鑑み過大でないことを、 裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。
- 3 第1項により受け付けた予定数量等申込書(添付書類を含む。)は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(養殖用配合飼料補塡対象数量報告)

- 第6条 乙は、要領第17条第2項に基づき、四半期ごとに加入者が提出する養殖用配合飼料補塡対象数 量報告書を受け付けるものとする。
- 2 乙は、加入者から提出された全ての養殖用配合飼料補塡対象数量報告書をとりまとめ(電算入力作業を含む。)、その結果を甲に提出するものとする。
- 3 第1項により受け付けた養殖用配合飼料補塡対象数量報告書(納品書等の裏付け帳票を含む。)は、 受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(配合飼料補塡積立金の集金等)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの配合飼料補塡積立金の集金及び要領第12条に基づく配合飼料補塡積立金の返還の事務を代行するものとする。

(養殖用配合飼料補塡金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条に基づく加入者に対する養殖用配合飼料価格差補塡金の交

付の事務を代行するものとする。

(通知等の配付)

第9条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それを速やかに加入者に 配付しなければならない。

(契約の解約等)

- 第10条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。
 - ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
 - イ 乙が解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
 - ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合
 - エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合
 - オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

- 第11条 この契約の対象期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの3年間とする。
- 2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この 契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の 翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第12条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(その他)

第13条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 団体名 長の職名

乙 住所団体名長の職名

養殖用配合飼料価格差補塡金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「甲」という。)が一般社団法人漁業経営安定化推進協会 養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領(以下「要領」という。)に基づき、養殖用配合飼料の価格の 急上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和するセーフティーネットへの参加を希望する養殖業者(以下 「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(養殖用配合飼料購入予定数量等の設定)

- 第1条 乙は、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度の開始前までに、甲に養殖用配合飼料価格 差補塡金(以下「補塡金」という。)の対象となる養殖用配合飼料購入予定数量等を申し込むものとす る。
- 2 乙は、要領第8条第1項で甲が提示した積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢から、積立単価、 分割回数及び納入期限を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に養殖用配合飼料購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限(以下「配合飼料購入予定数量等」という。)を設定するものとする。 (配合飼料補塡積立金の納入)
- 第2条 乙は、前条の配合飼料購入予定数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補塡金の対象となる養殖用配合飼料購入数量を乗じた額を配合飼料補塡積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。

(配合飼料補塡対象数量の報告)

第3条 乙は、第1条の配合飼料購入予定数量等を設定した場合において、要領第17条の規定により、 四半期ごとに養殖用配合飼料補填対象数量を甲に報告しなければならない。

(補塡金の交付)

第4条 甲は、第1条の配合飼料購入予定数量等を設定した場合において、要領第13条の規定により、 乙に対し補填金を交付するものとする。

(補塡金の返還等)

- 第5条 甲は、乙が要領第16条各号に該当する場合には、乙に対し補塡金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補塡金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。 (契約の解約)
- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、 配合飼料補塡積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
 - ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようと申し出た場合
 - イ 乙が契約期間の中途において、配合飼料補塡積立金の返還を申し出た場合
 - ウ 乙が契約期間の中途(契約期間の満了により契約を更新した場合は更新前の契約期間、契約期間の満了又は積立契約の解約により再加入した場合は再加入前の契約期間を含む。)において、漁業関係法令(漁業法、水産資源保護法、臘虎膃肭獣猟獲取締法、外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、持続的養殖生産確保法及び内水面漁業の振興に関する法律並びにこれらの法律に基づく政省令及び規則等)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為により刑に処せられたこと又は行政処分を受けたことが判明した場合
 - エ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

- カ 乙が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより配合飼料 補塡積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。)
- キ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- 2 加入者が納入すべき配合飼料補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は 当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末まで になお納入しない時は積立契約を解約するとともに、配合飼料補填積立金の解約時の残額を全額取 崩し乙に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。)
- 3 前項の規定にかかわらず、乙がこの契約の締結日が属する年において、納入すべき配合飼料補塡積 立金(分割納入の場は1回目の割賦)を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約 は無効とする。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が 生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する配合飼料補塡積立金とを相殺することができる。
- 5 甲は、積立契約の解約に関して、第1項のカ、キ並びに第3項の場合を除き、乙から解約手数料を 徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する配合飼料補塡積 立金とを相殺することができる。

(契約対象期間)

- 第7条 この契約の対象期間は、申込日の属する年の4月1日から3年後の3月31日までとする。
- 2 前項の契約対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の 翌日から3年間とする。

(変更の届出)

第8条 乙は、住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、要領第20条 に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

- 第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的 のみに使用するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。 (その他)
- 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする。

養殖用配合飼料価格差補塡金積立契約申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

> 申込者 郵便番号 住 所 電話番号 フリガナ 申込者氏名 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

【配合飼料を使用して養殖している魚種名及び飼育設備の概要を記載して下さい。】

魚種名	飼育設備(生け簀、水槽、飼育池等)の種類(注)	台数(台・面)

(注) 使用している代表的な生け簀、飼育池等の形状、大きさ等を記載して下さい。 例:10m×10m生け簀、100m³水槽、200㎡池 等

【積立契約における留意事項】

- ・ 契約期間は、申込日の属する年の4月1日を起算日とする3年間です。
- ・ 養殖用配合飼料価格差補塡金(以下「補塡金」という。)は、四半期ごとに当該四半期の末日における配合 飼料補塡積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協 会(以下「本法人」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・ 本法人から補塡金を交付する際の送金手数料は、補塡金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
- 積立金に利息はつきません。
- ・ 本法人は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。
- ・ 契約期間中に一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領(以下「要領」という。)第10条第1項及び第2項の規定に該当した場合は、積立契約は解約されます。なお、同条第1項のウの事由により積立契約が解約された場合は、解約された年度の翌年度は、積立契約を締結することはできません。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本法人は、積立契約の締結その他養殖用配合飼料価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を養殖用配合飼料価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- 本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。
- ・ 本法人は、養殖用配合飼料価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から養殖用配合飼料価格安定 対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し養殖用配合飼料価格安定対策事業に関する 個人情報の提供を行うことがあります。
- ・ 本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から養殖用配合飼料価格安定対策 事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し養殖用配合飼料価格安定対策事業に関する個人 情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

養殖用配合飼料購入予定数量等設定申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

> 申込者住所 申込者氏名 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

養殖用配合飼料価格差補塡金積立契約に基づき、養殖用配合飼料価格差補塡金の対象となる配合飼料 購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

- 1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年3月31日まで
- 2. 対象数量 (養殖用配合飼料価格差補塡金の対象となる配合飼料購入予定数量) 合計 kg
- 3. 積立て単価(1トン当たり)の選択 (次のいずれかに○印を付して下さい。)
 - 養殖用配合飼料価格安定対策事業
 - ① 円 ② 円 ③ 円 ④ 円 ⑤ 円 ⑥ 円 ⑦ 円
- 4. 配合飼料補塡積立金の納入方法等

(積立ての金額)

選択された単価 (円) /1000×予定数量設定申込書の数量 (kg) = 円 * 積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法)次のいずれかに○印を付して下さい。

- ① 一括納入
- ② 分割納入(次のいずれかに〇印を付して下さい。)

ア 6月と〇月の2分割

イ 6月と○月と○月の3分割

ウ 6月・9月・12月・3月の4分割

- * 分割納入のア又はイの○には、9月・12月・3月の中から選んで記入して下さい。
- * 分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は、6月末の納入額にまとめられます。

【配合飼料購入予定数量等設定における留意事項】

- ・ 契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、配合飼料購入予定数量の設定に関する証拠書類の 提出を求めた場合は、必ず提出して下さい。提出がない場合には、配合飼料購入予定数量が設定で きない場合があります。
- ・ 補塡金交付の有無にかかわらず、四半期ごとの配合飼料の補塡対象数量を、納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告して下さい。
- ・ 配合飼料購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、配合飼料補填積立金を納入して下さい。

5. 作業安全対策の取組

積立契約締結時および契約更新時に別添1の事業者向けチェックシート(事業実施主体が漁業 者団体の場合は、別添2の事業者団体向けチェックシート)を提出してください。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:漁業) 事業者向け チェックシート

所属漁協名				
事業者名				
契約管理番号				
記入者の役職・氏名				
船名/トン数				
漁業種類 (複数の漁業種類を営んでいる場合、 漁業種類をすべてご記入ください。)				
雇用労働者の有無		有/	無	
記入日	令和	年	月	日

現在の取組状況をご記入下さい。

	具体的な事項	○:実施×:実施していない△:今後、実施予定-:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当 者を選任する。	
1-(1)-(3)	作業安全や海難事故に関する研修・教育等を受ける。 また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い 収集に努める。	
1-(1)-4	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で 作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)^6	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-(1)	関係法令を遵守する。	
1-(2)-2	漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱 説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。	

1-(2)-③	ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応 じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-4	健康状態の管理を行う。	
1-(2)-(5)	作業中に必要な休憩をとる。	

	具体的な事項	○:実施×:実施していない△:今後、実施予定-:該当しない
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者機関による訪船 指導や地域の安全責任者等によるチェックを受け る。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材を適切に保 管する。	
1-(3)-2	漁労機器や救命設備、航海機器等の日常点検・整備・ 保管を適切に行う。	
1-(3)-3	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械 等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-(2)	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等 を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-③	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-4	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と	活用
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事 例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-2	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の 補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	

2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合 等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討す る。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:漁業) 事業者団体向け チェックシート

事業者団体名					
契約管理番号					
記入者の役職・氏名					
記入日	令和	年	月	日	

現在の取組状況をご記入下さい。

	具体的な事項	○:実施×:実施していない△:今後、実施予定一:該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-(1)	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-2	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々 な情報を積極的に提供する。	
1-3	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施 や、外部の研修の紹介を行う。	
1-4	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し 助言や支援を行う。	
1-6	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例 やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に 活かす。	
1-7	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は 既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-8	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-9	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連 携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補 償措置の確保を支援する。	
2-2	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加 入の受け皿となる。	

構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。特に故発生時に迅速に救難対応できるよう、関係機関や構成している。	事
---	---

○○年度四半期別 養殖用配合飼料補塡対象数量報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

(契約者)

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

養殖用配合飼料の補塡対象購入実績			
□ 第2四半期(□ 第3四半期(4月~ 6月) 7月~ 9月) 10月~ 12月)		
□ 第4四半期 (1月~ 3月)			
合計キログラム			
国が実施する他の補助事業等において養殖用配合飼料			
の助成を受けた場合等、補塡金を希望しない購入実績			
の助成を受けた場合等、補塡金を希望しない購入実績 □ がある (下表にその実績を記載する)			

- ※ 四半期に「レ印」を入れて下さい。
- ※ 国が実施する他の補助事業等において養殖用配合飼料の助成を受けた場合等、補塡金を希望しない購入実績がある場合は、下表に補塡対象外購入実績を記載してください。

補塡対象外購入実績					
(国が実施する他の補助事業で養殖用配合飼料の助成を受けた購入実績等)					
配合飼料	キログラム				

【補塡対象数量の報告における留意事項】

・ 補塡対象数量の報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合 は、積立契約は解約されます。 配合飼料補塡積立金の追加納入に係る単位数量当たりの配合飼料補塡積立金の積増し額等の設定申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

参加事業団体名 事務契約団体名

> 契約者住所 契約者氏名 契約管理番号

貴団体と締結している積立契約について、配合飼料補塡積立金の積増しを下記のとおり申し込みます。

記

- 1. 積増し単価の選択 (次のいずれかに○印を付して下さい。)
 - 養殖用配合飼料価格安定対策事業 ① 円 ② 円
- 2. 配合飼料補塡積立金の積増し額の納入方法等

(積増し金額)

選択された積増し単価(円)/1000×数量設定申込書の数量(kg)= 円 * 積増しの金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法)次のいずれかに○印を付して下さい。

- ① 一括納入
- ② ○月と○月の○分割(○月末 円、○月末 円)
- * ②の〇には、本法人から提示された分割回数の選択肢から選んで記入して下さい。
- * 分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は、最初の分割納入の納入額にまとめられます。

(例:積立額1,400円÷2分割=700円⇒12月末400円 3月末300円)

別表1 (配合飼料補塡積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢)

1 積立単価

1	2	3	4	5	6	7
27,000円	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	1,000円

2 納入方法及び納入期限

1	一括納入	事業年度の6月末日
2	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
3	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
4	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
5	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
6	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
7	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
8	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別 紙

算 式 I

$$Pfq = \sum_{i=1}^{n} Pfmi$$

Pfg:養殖用配合飼料価格差補塡金交付対象四半期の平均配合飼料価格

Pfmi:養殖用配合飼料価格差補塡金交付対象四半期の各月の平均配合飼料価格

算 式 Ⅱ

Pft=
$$\frac{1}{60}$$
 ($\sum_{i=1}^{84}$ Pfmi- ($\sum_{i=1}^{12}$ max (pfmi)

$$+\sum_{i=1}^{12} \min (pfmi))$$

Pft:養殖用配合飼料価格差補塡金交付対象四半期の直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格

Pfmi:養殖用配合飼料価格差補塡金交付対象四半期の直前7年間に供給された配合飼料

の各月の平均価格

max(pfmi): Pfmのうちi番目に大きい値min(pfmi): Pfmのうちi番目に小さい値

算 式 Ⅲ

Pfc: 単位数量当たり養殖用配合飼料価格差補塡交付金